

議案第92号

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山本亨

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(墨田区特別区税条例の一部改正)

第1条 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第23条第1項ただし書中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができ

きる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例第6条の規定及び第2条の規定による改正後の墨田区後期高齢者医療に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

地方税法の一部改正を踏まえ、公示送達の方法について、インターネット等でも行うことの可能とする必要がある。